

茶道体験

11月21日、関小学校の6年生が関泉寺で茶道を体験しました。

関泉寺の田村洋子さんから茶道の作法を教えた後、自分たちでも実際にお茶をたて、日本古来の伝統文化に触れながら和の心を学んでいました。

初めは、「苦くて飲めないんじゃないかな。」と思っていた子ども達もお茶をいただいてみると「そんなに苦くなくておいしい。」と感想を述べていました。



保育所発表会



11月15日、関保育所で保育所の合同発表会が行われました。

最初は緊張気味だった子ども達も、プログラムが進むにつれ緊張も和らぎ、堂々とした踊りや演劇などを披露しました。

子どもの晴れ舞台を見に来ていたお父さんお母さん達からは、元気いっぱいの演技に大きな拍手が送られていました。

ふくし祭



12月7日、活性化センターでふくし祭りが行われました。

「あなたと共にぬくもりある地域を」をテーマに145名の方が参加し、防災指導車による地震体験、健康体操、民話語り、創作アートなどが行われました。

午後からは東方落語今野家なにも・かにもさんの東北弁漫才が行われ、会場には大きな笑い声が響いていました。

もちつき会

11月28日、湯原コミュニティーセンターで湯原小学校のもちつき会が行われました。

高学年の子ども達は手際よくもちつきをしていましたが、低学年の子ども達はきねを持ち上げるのにひと苦労しながらも力一杯に餅をついていました。

つきたての餅は、あんこ餅や雑煮などにして、地域の方や保育所の子ども達と一緒に楽しく食べていました。



宮城県道路交通規則が改正されます

(2月1日施行予定)

- 1 自転車の携帯電話使用等の禁止
 - ・携帯電話の通話および操作
 - ・傘さし運転
 - ・荷物を持ち、もしくはハンドルに掛ける等、視野を妨げ、安定を失う恐れのある方法で自転車を運転することを禁止
- 2 高音量でカーステレオ等(自転車のヘッドホン・イヤホン使用)を聞く行為の禁止
 - ・高音量でのカーステレオ、カーラジオ、ヘッドホン、イヤホンを使用等
 - ・安全な運転に必要な交通に関する音・声が聞こえない状態での運転を禁止
- 3 聴覚障害者標識表示車両保護規定の整備
 - ・道路交通法による聴覚障害者の保護規定のほか、補聴器条件で聴力の合格基準を満たしている者が、新たに免許の条件変更(特定後写鏡の装着、聴覚障害者の表示)を行い、普通乗用車を運転している場合にも、周囲の自動車の運転者による幅寄せ、割り込みを禁止



罰則 5万円以下の罰金

老齢基礎年金を受給している方へ源泉徴収票が送付されます

厚生年金保険、国民年金等の老齢または退職を支給事由とする年金を受け取っている皆様は、平成20年中に支払われた年金の金額や源泉徴収された所得税額等をお知らせする「平成20年分公的年金等の源泉徴収票」が、1月末までに社会保険業務センターから送付されます。

〔公的年金等の源泉徴収票〕は、所得税の確定申告をする際の添付書類として必要となりますので大切に保管してください。

〔次のような方は確定申告が必要になります〕

- ・2つ以上の年金の支払者に対して扶養親族等申告書を提出している方
- ・年金以外にも給与等の所得がある方
- ・社会保険料控除、医療費控除、生命保険料控除などを受けようとする方

万が一、源泉徴収票を無くされた場合は「ねんきんダイヤル」にお問い合わせください。なお、お問い合わせの際は年金証書の基礎年金番号・年金コードをご用意願います。

※遺族年金、障害年金については、課税の対象となっておりませんので源泉徴収票は送付されません。
※年の途中で亡くなった方の源泉徴収票は送付されませんので、必要な場合はお問い合わせください。

問い合わせ

ねんきんダイヤルへ ☎0570-05-1165

改正石綿救済法についてのお知らせ

社会問題として大きく取り上げられている石綿による健康被害については、平成18年3月27日に「石綿による健康被害の救済に関する法律」(石綿救済法)が施行されたところですが、特別遺族給付金の請求期限を3年延長すること等を内容とする「石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律」(改正石綿救済法)が成立し、平成20年12月1日から施行されることとなりました。

改正石綿救済法の施行により、

- ① 特別遺族給付金の請求期限が「石綿による健康被害の救済に関する法律」(石綿救済法)の施行の日から6年を経過した時(平成24年3月27日)までに延長されました。
- ② 特別遺族給付金の支給対象が石綿救済法の施行の日の前日(平成18年3月26日)までに死亡した労働者等の遺族であつて、労働者災害補償保険法の規定による遺族補償給付を受ける権利が時効により消滅した者に拡大されました。

問い合わせ

宮城労働局労働基準部労災補償課 ☎022-299-8843
大河原労働基準監督署 ☎0224-53-2154